

税金
トレンド!
税金の「今」
がわかる!
ZEIKIN
TREND

もし事業者が被災したら…
制度の活用による早期再建を

災害時の事業者支援と税務上の措置



今年の5月以降、大規模な範囲で発生した線状降水帯は各地に被害をもたらしました。その中でも、特に被害の大きかった九州・東北の豪雨は激甚災害に指定され、災害救助法の適用により、必要な救助や被害を受けた方々の支援が行われています。

地球温暖化が叫ばれる昨今は、どの地域でも予期せぬ災害が起こる可能性があり、被災した場合の想定を行っておくことは、事業者の重要なリスク管理の1つとなっています。1日も早い再建・復興ができるよう、様々な支援制度をあらかじめ知っておくことが必要でしょう。

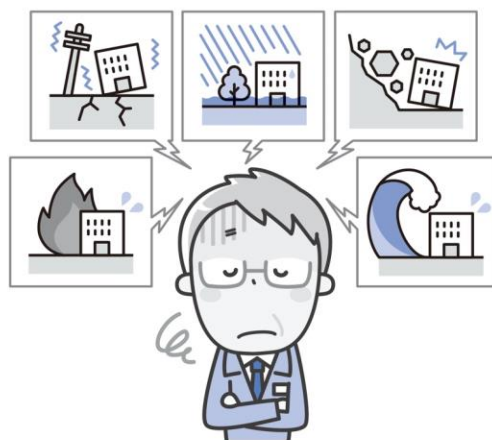
今回は、災害救助法による支援のうち、事業者向けの支援制度と税務上の措置について解説します。

1 災害救助法とは

災害救助法は、災害発生時の応急仮設住宅の設置や生活必需品の提供などをはじめとする、被災者の保護と社会の秩序の保全に係る事項を定めた法律です。この法律が適用されると、中小企業や事業者は様々な支援を受けることができます。

参考：内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsuujou.pdf



2 事業者向け支援制度

中小企業・個人事業主が事業再建するための支援制度がいくつかありますが、そのうち主な支援制度をご紹介します。

① 災害復旧貸付

災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、事業の復旧のための設備資金や長期運転資金を融資するものです。災害により直接の被害を受けた方や直接の被害を受けた方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方が融資を受けられる制度です。

② 高度化資金(災害復旧貸付)

大規模な災害により高度化資金の貸付を受けた施設が被害を受けた場合において、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合、都道府県や中小企業基盤整備機構から無利子の高度化資金

の貸付を受けられる制度です。

③ 経営安定関連保証(セーフティネット保証)

突発的な災害の発生に起因して売上高等が減少している事実を市町村長から認定を受けた特定中小企業者に対し、経営の安定を図るために必要な資金について、信用保証協会の保証付き融資を得られる制度です。

④ 災害関係保証

風水害、火災、地震等により激甚災害に指定された災害により被害を受けた中小企業者の事業の再建に必要な資金について行う保証制度です。激甚災害について災害救助法が適用された地域または主務省において指定した被災地域内に事業所を有する中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)が対象です。

⑤ 職場適応訓練費の支給

激甚な災害を受けた地域において働いていた方が被災し、離職を余儀なくされた場合に、職場適応訓練の訓練費が支給される制度です。訓練期間は6ヵ月(中小企業及び重度の障害者に係る訓練等1年)以内、短期の職業適応訓練につい

ては2週間(重度の障害者に係る訓練は4週間)です。職場適応訓練を受託した事業主には、訓練費として職場適応訓練生1人につき月額24,000円(重度の障害者25,000円)が支給されます。短期の訓練については、日額960円(重度の障害者1,000円)が支給されます。

3 税務上の措置

事業者が被災した場合、国税・地方税のほとんどすべての税目において、税負担の減免や各種要件の緩和・廃止する規定があります。これらは、地域指定や対象者指定する場合もあれば、個別指定する場合または事業者が自主的に任意で行うことによって適用される場合など、規定によって取り扱いが異なります。

① 申告・納付などの期限の延長

災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限を延長することができます。国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示する地域指定、延長する対象者の範囲と期日を定めて告示する対象者指定のほか、納税者が所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長できる個別指定があります。個別指定による申告・納付等の期限延長の申請は、期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署にご相談ください。

② 災害により資産等が滅失・損壊した場合の措置

法人 法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受け、次のような損失または費用が生じたときには、その損失または費用の額は損金の額に算入されます。

- (1) 商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失の額
- (2) 損壊した資産の取壊し又は除去のための費用の額
- (3) 土砂その他の障害物の除去のための費用の額

個人 事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた場合、その損失の金額を事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます。(保険金などにより補てんされる部分の金額は、必要経費に算入されません。)

損益通算してもなお引ききれなかった損失の金額(純損失)がある場合には、次のように取り扱います。

● 青色申告の場合

純損失の金額を、その年の前年に繰り戻して還付の請求を

するか、又はその年の翌年以後3年間(※)に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

● 白色申告の場合

純損失の金額のうちに被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は、翌年以後3年間(※)に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

※令和5年4月1日以降に特定非常災害として指定された災害により損失が生じた場合は、一定の純損失の金額の繰越期間が5年になります。

③ 災害による損失金の繰越し 法人

法人の有する棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失に係る欠損金額がある場合には、その損失の発生した事業年度が青色申告書を提出できない事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その事業年度から10年間(平成30年4月1日以前に開始した事業年度にあっては、9年間)にわたって繰り越して控除されます。

④ 従業員等に支給する災害見舞金品

法人 災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されます。

個人 災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、福利厚生費として必要経費に算入されます。

⑤ 災害により財産に相当な損失を受けた場合の納税の猶予

納税者の方が災害により被害を受けた場合には、一定の国税について納税の猶予を受けることができます。この納税の猶予を受けられる方は、災害により全積極財産のおおむね20パーセント以上の損失を受けた方です。

参考：国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/saigai/8002.htm>

豆知識① リ災証明ってどんなもの!?

「リ災証明書」は、災害により家屋に被害を受けた場合、その被害を受けた方が市区町村に被害の状況を申告した後、その市区町村がその状況を確認した上で発行されるものです。この証明書には、リ災原因や、全壊や半壊など家屋についての被害状況などが表示されますので、例えば、確定申告で「所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減」を受けられる場合の被害割合を判定する際の目安となります。

豆知識② BCP(Business Continuity Plan)とは

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃、感染症などの緊急事態に見舞われた場合に備えて予め取り決めておく「事業継続計画」のことで、緊急時の事業継続・早期復旧のためにも、予めBCPを策定しておくことは重要です。詳しくは、「経営バイタルの強化書」(2023.10)をご覧ください。

